

ポートランド市の「近隣の参加」をめぐる論点

宗野隆俊

Takatoshi Muneno

滋賀大学 経済学部 / 教授

はじめに

筆者は、先に公にした論考(宗野 2017)において、アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市の「近隣の参加」(Neighborhood Involvement)の制度を検討した。この制度がいかんにして形成されてきたのか、この制度を支える3本柱ともいべき近隣アソシエーション(Neighborhood Association)、区域連合(District Coalition)、近隣参加局(Office of Neighborhood Involvement)がそれぞれどのような役割を担い、どのように機能しているのかを、具体的な事例をあげつつ分析した。特に、近隣アソシエーションの公開月例会での参加者の白熱の議論、それを受けた区域連合の理事会の活発な討議を俎上にのせ、近隣アソシエーションや区域連合が、人々が私的な領域の外側に広がる公共のことがらに接する機会を与えることの意義を述べた。

しかしながら、「近隣の参加」の全体像を十分に論じたとはいえないところであり、なお多くの論点が未検討のまま残されている。40年以上にわたって運用されてきた「近隣の参加」の仕組みを説明し尽くすことはきわめて難しく、一朝一夕にできることではない。それは、長い時間をかけた調査と思考を求める課題であり、論者には、多数の論点の1つ1つに丁寧に向き合うことが求められよう。

そこで、本稿では、論点を2つに限定して議論を進めようと思う。そのうちの1つは、近隣アソシエーションの会員は誰かという論点である。あるいは、いかなる資格を有する者がいかなる手続きを経て会員となるか、ということである。さらに、会員間の議論を経て合意に至ったことがらには、近隣の総意として扱われるべきか。

このような論点は、日本の自治会・町内会の会員との比較を念頭に置くと、理解しやすい。日本では、自治体によっては、自治会や町内会への全戸加入あるいはそれに近い加入率が、なかば当然とされてきた。高い加入率を前提として、自治会や町内会で‘合意された’ことがらが地域の総意とみなされることもある。これに対して、ポートランドの近隣アソシエーションには、誰がどのように加入するのであろうか。このことを問うことは、そもそも近隣アソシエーションとは何であるのかを問うことにも資するであろう。

もう1つの論点は、区域連合の中間支援的機能である。区域連合が近隣アソシエーションに対して、組織の設立や運営、会合のすすめ方などに関わる技術的支援を行うこと、さらにポートランド市政府からの財政的な支援を仲介して近隣アソシエーションに財政補助を行うことについては、宗野(2017)で述べた。技術的支援についてはある程度明らかになったと思われるが、財政補助の内容についての論述はきわめて粗いものであった。そこで本稿では、この補助の内容につき改めて述べることにする。

I 「近隣の参加」の仕組み

1 近隣参加局の位置づけ

近隣参加局は「近隣の参加」の仕組みの屋台骨であり、その制度的な位置づけを確認しておくことは無駄ではなからう。まずは、ポートランド市の政治構造のなかに、近隣参加局の位置づけを探ってみよう。

同市の政治機構の特徴は、5名の理事(Commissioners)が公選で選ばれ、そのうちの1

名が市長(Mayor)を兼ねる理事会型を採用することである。理事は、各行政部局(Bureaus, Offices)の長としての職責も負う。理事が議事機関と行政部局長を兼ねるわけである。この仕組みは、現存するすべての地方自治体がいわゆる二元的代表制を採用し、議会が議事機関として執行機関と対峙する日本の制度とは大きく異なる。ポートランド市においては、部局の合計は27に上る。近隣参加局も、こうした部局の1つである。

なお、市の政策に関わる重要な変更がある場合、当該政策を主管する部局は、政策によって影響を受ける近隣アソシエーションに対して通知を行わなければならない。近隣アソシエーションは部局や主管の理事に対して、意見や提案を提出することができる。

2 近隣アソシエーションの提案

ポートランド市には、95の近隣アソシエーションが存在する。推計人口が約64万人¹⁾であるから、機械的に計算すれば、1つの近隣アソシエーションの区域におよそ6,700人の人々が住んでいることになる。もちろん、単純な算術で区域割が行われているわけではない。1万人以上の人々が住む近隣もあれば、数百人の近隣もある。そもそも、近隣の区域割は市政府が一方的に行うものではない。それは、当該近隣に創設された近隣アソシエーションが自身で決定したものである。複数の近隣アソシエーションが主張する境界が重複し、当事者間で調整ができない場合は、市政府が仲裁することになる。

近隣アソシエーションは一般のアソシエーションではなく、ポートランド市の「近隣の参加」の制度のなかに位置づけられた‘公式の’アソシエ

1) これは、2016年7月時点の推計である。国勢調査局(United States Census Bureau)のホームページwww.census.gov/quickfacts/fact/table/portlandcityoregon/PST045216#viewtopからデータを閲覧した。閲覧日は2017年11月25日である。

ションである。市政府によって認定され、一般のアソシエーションには認められないいくつかの特別な処遇を受けることになる。たとえば、ある近隣で酒類販売事業者が新規に店舗を出店しようとするとき、市政府のしかるべき部局が、当該近隣の近隣アソシエーションに必ず意見を求める。酒類販売に際しては、事業者が販売許可申請を市政府に提出し、市政府の審査を経て販売許可が出されるが、審査の過程で近隣アソシエーションの意見が、当該近隣の利害関係者の意見として参照されるわけである。

酒類販売以外にも、建築物に関する規制、交通、学校など、市民生活への影響が明らかな政策の変更がある場合は、当該政策を管轄する部局が近隣アソシエーションに通知し、近隣アソシエーションは部局や主管の理事に対して提案を提出することができる。このように、近隣アソシエーションは、他のアソシエーションにはない権能を認められているのである。

ところで、近隣アソシエーションが市政府の施策に対して提案を提出しうるためには、その提案が、当の近隣に住む人々や事業を営む人々のそれから乖離していないことが求められる。近隣アソシエーションには、その境界のうちに住む市民が数百人単位のものから1万人を超えるものまでであるが、住民の他に不動産所有者や事業者を加えたすべての利害関係者の総意を形成することは不可能である。したがって、近隣アソシエーションから市政府に対して提出される提案は、当該近隣のすべての利害関係者が合意したのではなく、あくまでも近隣アソシエーションによって抽出された、潜在しつつも多様な意見の1つにすぎない。

それでもなお、市政府がこれを近隣からの提案として尊重しながら受けとめるためには、それなりの理路を備えた根拠が要請される。根拠とは、たとえば近隣アソシエーションの会員資格や入会の手続きが明瞭かつ公正であるといったこと、あるいは近隣アソシエーションで理事を選出したり何ごとかの意思決定をなす際に公正な投票が実施されているといったこと、さらには投票に至る過程で高い頻度で定期的に集会が開催され、そこでの議論が公開されているといったことであろう。近隣アソシエーションにすべての当事者——居住者、不動産所有者、事業者など——が会員として参加することは考えづらく、それゆえに、近隣アソシエーションが当該近隣の総意を代表すると主張することは困難である。ただし、明瞭かつ公正な会員資格や入会手続き、投票の公正性、高い頻度の集会などを担保することによって、近隣アソシエーションでの議論や協議の説得性を高めることは考えられる。

以下では、これらのことがらがいかにかに担保されているかにつき、ある近隣アソシエーションの定款を例に検討しよう。

3 会員資格と入会の手続き

近隣アソシエーションは、市政府の認定を受けるために、先述の境界を含む、9の要件²⁾を満たすことが求められる。いずれの近隣アソシエーションもこれらを定款 (bylaws) に記載している。下に、95の近隣アソシエーションの1つ、キング・ネイバーフッドアソシエーション (King Neighborhood Association) の定款³⁾の構成を表記する。

2) 境界の他には、会員、差別をしないこと、定款、会合についての要件、公開の集会と記録の公開、苦情への対応、会費(を徴収しないこと)、事業者アソシエーション (Business District Association) が参加していること、が要件となる。

3) キング・ネイバーフッドアソシエーションの定款は、ポートランド市政府のホームページ<https://www.portlandoregon.gov/oni/article/51379>からダウンロードした。閲覧日は、2016年2月23日。

第1条 組織の名称
第2条 目的
第3条 キング・ネイバーフッドアソシエーション の境界
第4条 会員
第5条 財政支援
第6条 集会
第7条 理事会
第8条 選挙と役職任命
第9条 委員会
第10条 利益相反に際しての手続き
第11条 苦情処理の手続き
第12条 申し立てへの慎重な対応の手続き
第13条 差別をしないこと
第14条 免責
第15条 定款の採択ならびに修正

本稿がここで着目するのは会員である。会員とはどのような人たちであろうか。定款には、次の規定がある。

第4条 会員

A. 資格と認定

第3条に規定される境界のうちに居住し、または不動産を所有する16歳以上の者であれば、だれでも本アソシエーションの会員となりうる。第3条に規定される境界のうちに所在する事業者、非営利法人、官庁、学校、ないし教会から派遣される1名の代表者は、本アソシエーションの会員となりうる。上記の基準に適う者は、文書で（入会希望欄にチェックを入れた署名用紙を含むが、それ以外の書式でもよい）入会を意思を証明しなければならない。上記の基準を満たしており、18歳以下の

者は、親権者または後見人の署名入りの承認書を提出しなければならない。

このように、近隣アソシエーションが‘アソシエーションである’からには、自ら入会の意思を明示した個人から構成される組織でなければならないだろう。この点は、日本の自治会や町内会と近隣アソシエーションが大きく異なる点である。日本の多くの自治体においては、自治会や町内会への世帯ごとの加入がなかば当然視されてきた。近年においては、加入率が下降傾向にあることが指摘されるが、多くの自治体では、依然、加入率の向上が目指されているといえよう。また住宅開発事業者に対して、住宅購入者による自治会の立ち上げを促すように説く自治体もある。要は、世帯単位の、なかば自動的な加入が当然視されてきたのであり、それが困難になった自治体では、役所のでこ入れが行われることもあるということである。

ポートランド市の近隣アソシエーションは、これとは大いに事情が異なる。そもそも会員となるためには、その意思を文書で明示する必要があるためであり、それも世帯ではなく個人として行わなければならない。個人として近隣アソシエーションへの加入の意思を表明しなければ、何ごとも始まらないのである。しかし、すべての個人がこのような意思を表明することは期待しがたい。ここから、さしあたり次のような結論が導かれることになる。すなわち、近隣アソシエーションは、近隣のすべての住民を会員として組織するものではなく、したがって近隣の総意を代表するものではない。近隣アソシエーションの年次総会などで何らかの意思決定を行うとしても、それをもって‘近隣の総意が確認された’とはいえないのである。

その一方で、先に述べたように、近隣アソシエーションで議論され、一定の結論を得たことがらが市政府に届けられる手続きが存在する。そもそも、ポートランド市行政規約には、近隣アソシエーションの最小限の役割の1つとして、以下のことがらが記述されているのだ。

「近隣の居住性、安全性ならびに経済的活力に影響する項目——少なくとも土地利用、住宅、コミュニティ施設、人的資源、社会的事業と親睦的事業、交通運輸、環境の質、ならびに公共の安全を含む——につき、特定の活動、政策その他の事案に関わる提案を市政府の機関に対しておこなうこと。」(City of Portland, City Code, Chapter 3.96)

実際、近隣アソシエーションは、自らを包含する区域連合を通じて、市長や理事に政策に関わる提案を記す書簡——近年では、eメールに添付された書簡が多いようであるが——を提出してきたのである。

こうした提案がどのように市政に反映されるのかにつき、さらに検証が必要であるが、提案の手続きは公式に規定されているのだ。このような、市の領域の近隣ごとにアソシエーションを認定し、そこで議論され議決されたことがらが区域連合を介して市政府に提出される手続きの法理は、本項とは別途検討したい。

なお、上述の「A. 資格と認定」のみでは、会員資格の公正が十分に担保されたとはいえないであろう。現代のアメリカにおいては、肌の色や性別、性的指向などを理由とする差別をしないことを明記することが求められるはずである。キング・ネイ

バーフッドアソシエーションの定款には次の規定がある。

第13条 差別をしないこと

本アソシエーションは、いかなる政策、提言、活動においても、人種、宗教、肌の色、性別、性的指向、性的同一性、年齢、障害、市民権、出身国、所得、政党所属によって個人や集団を差別しない。

この条項も、市政府が近隣アソシエーションの認定にあたって記載を求める要件の1つである。当該近隣アソシエーションが自らを正義や公正といったものに反しないと主張しうるためには、この規定は必須のものと思われる。

4 集会と投票について

投票の公正、集会の頻度や公開性についてはどうであろうか。定款の第6条から第8条には、以下の規定がある。

第6条 集会

A. 参加

会員集会、理事会会議、委員会会議はあらゆる人に開かれている。議長は、討議の総時間と、各人ないし各陣営の発話時間を決めることができる。

B. 会員集会

1) 頻度：年次会員総会は年に1回、5月に開催する。

中略

5) 投票：上述のすべての会員は、会員集会に出席しているなかで行われる投票において、各自1票を有する。代理投票は認められない。

会員は、会員総会において、理事会の選挙と解任、定款の修正、ならびにアソシエーションの解散もしくは合併について投票を行う。

第7条 理事会

A. 理事の数

理事会は4名以上9名以下の理事から構成され、本アソシエーションの会員として認められた者のなかから選出される。キング地区の事業者の代表からは3名以下を選出する。

第8条 選挙と選任

B. 選挙

1) 新しい任期をつとめる理事の選挙は、会員集会で行われ、立候補する者はこれを主宰しない。

中略

3) 理事会選挙が行われる会員集会に出席する者は、投票権を有する。不在者投票ならびに代理投票は認められない。

以上のように、近隣アソシエーションという法人を運営するための諸々の手続きにつき、かなりの程度公正や公開性に配慮したと思われる規定が整備されている。これらの要件を備えた近隣アソシエーションであっても、なお近隣の総意を代表すると主張することは困難であろうが、そこで行われる議論や協議の手続き的な公正、質の高さにつき、説得力を増すものであることは確かであろう。市政府が9つの要件を求める所以も、まさにそこにある。

なお、キング・ネイバーフッドアソシエーションは、年次会員総会とは別に、公開の月例集会(会員集会)を開催することを付け加えておく。

II 区域連合の中間支援機能について

1 区域連合の2類型

ポートランドには、それぞれ8から20の近隣アソシエーションを包含する7の区域連合が存在し、近隣アソシエーションと市政府を仲介する中間支援的な機能を果たしてきた。7の区域連合のうちの5は、市政府から独立し、自らが雇用するスタッフを置く非営利の法人である。より正確に言えば、連邦法たる内国歳入法501(c)3の適用を受ける、定款を有する非営利の法人ということになる。市政府は、これを「非営利の区域連合 Non-profit District Coalition」と呼び、市職員をスタッフとして配置する「市がスタッフを置く区域連合 City-staffed District Coalition」と区分する⁴⁾。

「非営利の区域連合」も「市がスタッフを置く区域連合」も、十分な執務スペースをもつオフィスと、



写真1 NECNのオフィスが入る施設の外観(著者撮影)

4) 筆者は宗野(2017)で、Northeast Coalition of Neighborhoods (NECN)を「市がスタッフを置く区域連合」として紹介したのであるが、正しくは「非営利の区域連合」であった。2つの「市がスタッフを置く区域連合」は、East Portland Neighborhood Office (EPNO) と North Portland Neighborhood Services (NPNS) である。また、

前稿でNECNのスタッフは「近隣参加局から雇用されている」と述べたが、これも正確ではない。スタッフは、市政府ではなく、NECNによって雇用されているのである。ここに記して訂正する。なお、「市がスタッフを置く」という場合のスタッフとは、出向した市職員ではなく、市民のなかから市が任用し給与を支払うスタッフのことである。

専門性をもつ複数のスタッフを擁する。たとえば、「非営利の区域連合」の1つであるNECNのオフィスが入居する施設は、市政府が小学校の隣地——もちろん市有地である——に建設したものであるが、建物の半分はNECNのオフィスとして使用され、残りの半分は小学校のPTAのオフィスとして使用されている(写真1)。

2 区域連合の少額事業補助

「非営利の区域連合」は市政府と協定 (grant agreement) を締結し、これに基づいて市政府からの種々の資源の提供を受けつつ近隣アソシエーションの設立や運営を支援し、さらに近隣アソシエーションの公共的な活動を援ける。その活動の一端は宗野 (2017) で紹介したが、そこで述べられなかったことを本稿で補いたい。ここでは、区域連合が自身の管轄する区域のなかに根拠をもつ種々のアソシエーションや団体に対して行う少額事業補助 (small grants) につき、「非営利の区域連合」の1つであるSouth East Uplift (SE Uplift) を例に説明しよう。

「非営利の区域連合」は協定に基づき、毎会計年度、市政府から補助金を交付される。そのうちの一定額は、少額補助事業として区域内の近隣アソシエーションやその他の組織に交付される。2010-2011会計年度において、SE Upliftは27件、総額40,513ドルの事業補助を行った。その内訳は表1のとおりである。

このうち、近隣アソシエーションが補助を受けた事業は7件にすぎない(⑨、⑩、⑬、⑭、⑮、⑳、㉔)。SE Upliftの区域に包含される近隣アソシエーションは20であるから、当該会計年度の少額事業補助を受けたのはそのうちの3分の1というこ

とになる。区域連合の支援の対象は、近隣アソシエーションに限定されないのである。

さらに興味深いのは、補助を受けた組織にはコミュニティスクールを含む学校やPTAなど、教育関連の組織が多いことである(③、⑥、⑫、⑬、⑮)。なかでも、フランクリン高等学校のプロジェクト(③)などは、補助金で植物、土、堆肥を購入し、在校生とその家族、卒業生、近隣の住民が協力して、学校とその周辺に広がる景観を修景しようというものであり、ユニークな取り組みである。

景観の向上を目指すプロジェクトは他にもある。レーン・サン・コミュニティスクールのプロジェクト(⑥)は、プレントウッド・ダーリントンという近隣での3つの壁面ペインティングの事業である。日本ではなじみの薄いものであるが、アメリカの大都市、とりわけリベラルとされる都市のなかの社会的困難を抱えた地区では、ルーツを異にする様々な人々が生きる多文化社会を称揚するペインティングを目にすることが多い。この事業も、そうした志向を持つものと思われる。

近隣アソシエーションの事業もみておこう。リッチモンド・ネイバーフッドアソシエーションのプロジェクト(⑭)は、無声映画上映と生演奏による伴奏をメインに据えたイベントであり、プレントウッドダーリントン・ネイバーフッドアソシエーションの事業(⑨)は、コミュニティイベントや近隣アソシエーションの活動への案内チラシに4つの言語を併記し、近隣内のすべての住民に届けようというプロジェクトである。これらは、集客性を持つイベントであるにとどまらず、近隣アソシエーションの存在と活動の内容を広く周知し、そこに何らかの形で関わる参加者を開拓しようとする試みでもある。

表1 2010-2011会計年度 SE Uplift 補助事業一覧

	組織	プロジェクト	補助額 (ドル)
①	Sunnyside Swap Shop Co-op	<i>4th Annual Sunnyside Neighborhood Useful Goods Exchange</i>	850
②	Laurelhurst Neighborhood Emergency Team	<i>Disaster Preparedness Education</i>	1,630
③	Flanklin High School	<i>Flip: Flanklin Landscape Improvement Project</i>	1,050
④	Join	<i>Join Community Mural Project</i>	1,749
⑤	Portland Fruit Tree Project	<i>Building Community & Access to Healthy Food in SE Neighborhoods</i>	1,340
⑥	Lane SUN Community School	<i>Art Connect: Painting Our Way to United Neighborhood</i>	1,400
⑦	Café au Play	<i>Café au Play & Tabor Commons Community Celebration</i>	2,000
⑧	Woodstock Community Business Association	<i>Woodstock Farmers Market</i>	500
⑨	Brentwood-Darlington Neighborhood Association	<i>Multi Language Invitational-Informational Mailing</i>	2,750
⑩	Hosford Abernethy Neighborhood Development Association	<i>Pocket Park Plaza Project/ Roots of Our Neighborhood</i>	1,000
⑪	SE Portland Tool Lending Library	<i>SE Portland Tool Lending Library</i>	2,100
⑫	Whitman Elementary School	<i>Mural & Beautification Earth Day Celebration</i>	1,860
⑬	South Tabor Neighborhood Association	<i>South Tabor Neighborhood Harvest Festival</i>	1,350
⑭	Richmond Neighborhood Association	<i>Movie in the Park: Sewallcrest Park</i>	500
⑮	Woodstock Neighborhood Association	<i>Woodstock Neighborhood Picnic & Park Project</i>	2,100
⑯	American Iranian Friendship Council	<i>Laurelhurst International Music Festival</i>	2,400
⑰	Jim Bridger PTA	<i>Living La Vida Healthy! Carnival</i>	2,375
⑱	Impact Northwest	<i>Community Dad's Group</i>	2,294
⑲	Creative Science School PTA	<i>Montavillage Spring Fair</i>	2,000
⑳	Chess for Success	<i>Chess for Success After School Program</i>	500
㉑	Mt. Tabor Neighborhood	<i>Tabor Space, Expansion of Village Practice at Tabor Space</i>	500
㉒	Eco-mUNITY	<i>Richmond EcomUNITY Kiosk Project</i>	500
㉓	Community Music Center	<i>Community Music Center Family Fridays</i>	1,990
㉔	Moreland Farmers Market	<i>Moreland Farmers Market's Opening & Closing Day Events</i>	1,075
㉕	Northwest Institute for Social Change	<i>Summer Documentary Program: Sharing Solutions</i>	500
㉖	Montavilla Neighborhood Association	<i>Montavilla Family Fair & Movie</i>	2,010
㉗	VOZ Workers' Rights Education Project	<i>Creando Puentes</i>	2,190

出典 SE Uplift, 2010 SE Uplift Grant Projects (http://seuplift.org/wp-content/uploads/2014/02/Grant_recipients_2010.pdf
閲覧日は2016年6月6日.)

3 市民社会の力量の醸成

SE Upliftの補助事業からは、この区域連合の領域のうちに存在するアソシエーションやNPO、その他の非営利民間組織の多様性が浮かび上がる。補助対象は近隣アソシエーションを超えて多岐にわたり、かつそれらの事業は小規模ながらユニークなものである。こうした事業に取り組もうとする気概、実行する力量を市民社会に醸成することに、少額事業補助の真価が潜む。人々が私的な領域を超えて公共のことに関わる多様な経路を整えるうえで、意味のある事業であることは間違いないであろう。

市政府がこうした補助金を直接、近隣アソシエーションやNPO、学校などに交付するのではなく、区域連合を介在させることにも意味がある。区域連合の理事会は、域内の近隣アソシエーションや事業者の代表らから構成される。そこで補助金の配分や用途が議論されることで、区域(District)にどのような組織があり、どのような活動が行われているかが—それは、当該区域がどのような区域であるかの反映である—当事者の視界に開かれるのである。

おわりに

本稿では、ポートランド市の近隣アソシエーションについて前稿で十分に論じることのできなかった2つの論点を考察した。とはいえ、本稿で明らかにできたことは多くない。第1の論点については、近隣アソシエーションの定款から、その近隣に住む個人が自ら意思表示して会員となることが確認された。本稿ではキング・ネイバーフッドアソシエーションの定款からこのことを確認したが、当該近隣に

住む者が個人として会員となることについては、他の近隣アソシエーションも同様である。ここまでは確認できたのであるが、では実際に近隣アソシエーションの会員となる市民はどれくらいいるのだろうか。これが、近隣アソシエーションを論じるうえでの一大論点であるが、本稿ではまったく言及することができなかった。

もう1つの論点は、区域連合の中間支援機能である。これについては、区域連合が少額事業補助を通じて、域内の近隣アソシエーションばかりでなく、NPOや学校にも資金を配分し、様々なアクターを活性化する可能性に言及した。市政府が補助金を直接交付するよりも、区域連合が介在することで、区域内のアクターとその活動を知ることができる。公的な資金の配分には、大きな責任も伴う。区域連合がこの補助事業を通じて、区域内に存在する多様なアクターを知り、これらを責任をもって支援する力量を養う機会となりうる。

冒頭にも記したように、論じ尽くされていない課題はなお山積しており、議論を進めるに応じてさらに新しい疑問点が現れてくる。現地での取材をもとに、思考と論述を繰り返して彫琢していくほかにないであろう。

文献

- ◎宗野隆俊(2017)「ポートランド市の近隣アソシエーション」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.24, 21-42頁

Some Points to be Discussed on “Neighborhood Involvement” in Portland

Takatoshi Muneno

MUNENO (2017) analyses the system of “Neighborhood Involvement” in Portland. It argues roles of neighborhood associations, district coalitions, and Office of Neighborhood Involvement (ONI) especially focusing on how neighborhood residents come to get involved in public affairs occurring in neighborhoods.

In this article, two topics are added as points to be discussed. One is a membership of neighborhood association. How residents become member. It may, at least partially, reflect what neighborhood association is.

The other point to be discussed is grant delivered to neighborhood associations, NPOs, PTAs in neighborhoods via district coalitions. It may reveal how small grants help associations and NPOs bring life to civil society.